

避難指示区域等からの避難者への安定した住まいの確保 に向けた基本的考え方

H30. 3. 28

避難地域復興局生活拠点課

1. 趣旨

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与については、本県において適用を開始してから平成31年3月までの延長に伴い8年目となり、避難生活が長期化している中で、応急仮設住宅を取り巻く新たな課題への対応が必要となっている。
- 一方で、復興公営住宅の整備がおおむね完了することや避難指示が解除された地域への帰還に向けた環境整備が進展し、帰還困難区域においても特定復興再生拠点の整備に向けた動きがみられる。
- こうした状況を踏まえつつ、避難者一人一人の事情に配慮しながら、生活再建を後押ししていくため、安定した住まいの確保に向けた基本的考え方を示すものである。

2. 基本的な考え方

- 現時点で避難指示が解除されていない区域においては、少なくとも一定期間は避難指示が続くと想定されるが、災害救助法による制度の趣旨から、あくまで応急仮設住宅は一時的な住まいであり、避難者にとって当該住宅に住み続けることは必ずしも望ましいことではない。
- また、建設型仮設住宅については、空き住戸における防火・防犯の問題や維持管理等が懸念されているところであり、借上げ住宅では居住実態の把握が困難な事例が散見されるなどの課題が顕在化している。
- 復興公営住宅については、今年度末までにおおむね整備が完了するなど、原子力被災者のための住宅の確保に一定の目途がつく見通しであるが、避難者の置かれている状況は個々に異なるため、それぞれの再建に向けた進み具合に応じて、生活再建を後押ししていくことが必要である。
- このことから、避難指示区域等からの避難者の今後の見通しをつけてもらうためにも、応急仮設住宅の供与期間も見据えながら、安定した住まいの確保に向けた支援について、国、県、関係市町村による検討を進めていく。

3. 安定した住まいの確保に向けた取組

(1) 生活再建の状況把握

- ・避難者の住まいの確保の進み具合や日常生活における課題の側面から、生活再建の状況を把握する必要がある。

(2) 要支援者等の把握による関係機関との連携

- ・上記(1)により把握した避難者の状況をもとに、生活再建の課題抽出の検討や生活困窮事例等の個別事案に対応していくため、国・県・市町村による横断的な調整等を行う場を設ける。

(3) 生活再建の状況を踏まえた対応

- ・避難者一人一人の再建に向けた進み具合に応じて、まずは可能な方から、

関係機関と連携し生活再建に結び付けていく。

- ・また、経済的な面や生活環境の変化による心身の負担等により、応急仮設住宅から移転することが難しい方もいるため、早い段階から個別にアプローチすることで、個々の状況に応じた支援につなげる。

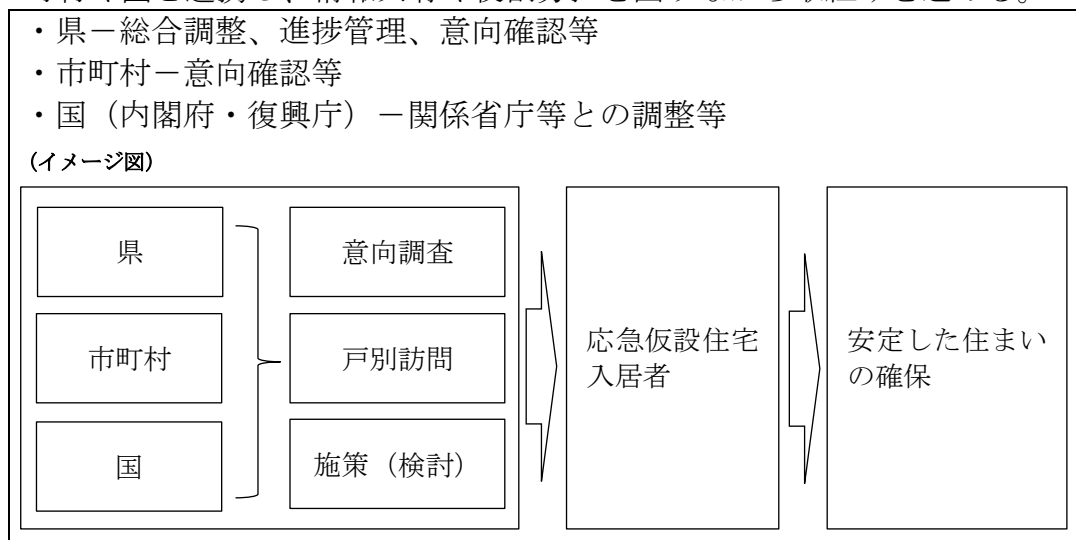
(4) 施策の検討（方向性）

- 公営住宅等の活用（空き住戸への受入れ）
 - ・復興公営住宅、公営住宅への移転
 - ・他都道府県の公営住宅での優先的な受入れに向けた対応
- 安定した住まいの確保に関する課題の情報共有
 - ・国・県・市町村による生活再建調整会議の設置
- 避難者からの相談に対応する体制の充実
 - ・独力で住宅確保・転居が困難な世帯のための対応 等

4. 推進に向けた体制等

(1) 役割

- 県は、安定した住まいの確保に向けた総合調整、進捗管理を担うほか、市町村や国と連携し、情報共有や役割分担を図りながら取組みを進める。



(2) フォローアップ

- 応急仮設住宅入居者の状況や再建方針、再建上の課題等について、国、県、市町村による情報共有を図り、相互に連携した支援を着実に実施する。

5. 実施スケジュール（予定）

(1) 平成29年度

- 年度末に基本的な考え方について対外的に示す

(2) 平成30年度

- 応急仮設住宅から安定した住まいの確保に必要な施策を取りまとめ、供与期間の取扱いと併せて、今後の方針について公表（7月頃）
- 応急仮設住宅入居者（平成31年4月以降の供与対象者「富岡町、大熊町、双葉町、浪江町ほか」）への戸別訪問等による意向確認の実施（9月～）

(3) 平成31年度

- 予算関連施策の実施（平成31年4月～）